

平成 25 年 12 月 5 日  
駒場図書館長裁定  
大学院総合文化研究科図書館長裁定

## 駒場図書館展示ケース利用内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、東京大学駒場図書館（以下「本館」という。）1階の展示ケース及びその周囲のスペース（以下「展示ケース」という。）の利用について定めるものとする。

### (利用の目的)

第2条 展示ケースは、学生の教育、学術成果の普及及び教養の涵養を目的とし、次の各号に掲げる展示に利用することができる。

- (1) 本館所蔵資料及び借受資料
- (2) 駒場キャンパスで教育・研究・業務を行う本学教職員の学術研究等
- (3) 本学駒場Ⅰ地区キャンパス又は駒場Ⅱ地区キャンパス（以下「駒場キャンパス」という。）の正課授業及びそれに準ずるものの成果
- (4) 駒場キャンパスで学習・研究を行う本学学生の課外活動
- (5) 公開講座等社会連携事業
- (6) 前各号に定めるもののほか、駒場図書館長及び大学院総合文化研究科図書館長が適当と認めたもの。

### (利用者の範囲)

第3条 展示ケースを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 駒場キャンパスで教育・研究・業務を行う本学教職員
- (2) 駒場キャンパスで学習・研究を行う本学学生
- (3) 前各号に掲げる者を主要な構成員とする団体
- (4) 前各号に掲げる者のほか、駒場図書館長及び大学院総合文化研究科図書館長が適当と認めた者

### (利用期間)

第4条 展示ケースの利用期間は、準備作業及び撤去作業を含め15日間以内とする。

2 駒場図書館長及び大学院総合文化研究科図書館長が特に認めた場合は、前項の利用期間を最長1週間延長することができる。

### (利用申請)

第5条 展示ケースの利用を希望する者は、展示開始希望日前年度の1月5日から10日前までに所定の様式により本館に利用申請をするものとする。

2 第3条第2号から第3号に掲げる者が利用申請をする場合は、本学教員1名の同意を得なければならない。

3 本館は、第9条に定める利用制限に該当する場合のほか、展示申請が競合した場合に展示不許可又は展示期間変更を決定することができる。

#### (利用責任)

第6条 利用者は、展示ケースの利用後は利用前の状態に復するものとする。

2 利用者は、展示ケースの利用にあたっては本内規を遵守し、本館職員の指示に従うものとする。

3 展示に伴う人身事故及び展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故については、本学に重大な過失が無い限り、利用者が一切の責任を負うものとする。

#### (損害賠償)

第7条 利用者は、利用中（準備・撤去を含む）に本館の設備及び備品を破損、汚損又は亡失したときは、直ちに本館に報告しなければならない。

2 本館が適当と認めた場合には、前項の原状回復を合理的な範囲で行うために必要な費用を、本学を通じて利用者に損害賠償請求するものとする。

#### (遵守事項)

第8条 利用者の展示ケース利用に関する遵守事項は、別に定める。

#### (利用制限)

第9条 下記の各号に該当する場合、本館は、利用を中止させること、及び予め利用申込みを受け付けないことができる。

(1) 第2条に定める利用の目的を逸脱している場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱している場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 本館の他の利用者に支障をきたしている場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 本館の設備を損傷した場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 営利、若しくは特定の宗教団体の布教活動を目的とする利用、選挙の事前運動に当る利用、若しくは選挙の公平を冒すおそれの強い利用、又はそれらに該当する利用となるおそれがあると認められるとき。

(6) その他、学生の教育、学術成果の普及及び教養の涵養という設備貸与の基本原則に反すると判断した場合、本館の管理・運営上支障がある場合、又はそれらのおそれがあると認められるとき。

#### (罰則)

第10条 この規則に違反した者は、展示ケースの利用を一定期間停止、又は禁止することがある。

(本内規の変更)

第11条 この内規は、展示ケースの適正な運用の観点から、必要に応じ見直しを図るものとする。

附 則

この内規は、平成25年12月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年9月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年11月6日から施行する。